

大分県報

平成二十九年
第二八六六号
三月二十四日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

公告

都市計画図書の縦覧

正誤

平成二十四年三月三十一日付け大分県報号外（五七）に掲載の大分県条例第三十号（大分県税条例の一部改正）中の訂正

○教育委員会規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校

教務主任

学年主任

生活指導主任

生徒指導主事

進路指導主事

別表第一の備考に次のように加える。

四 義務教育学校の項に掲げる主任等については、前期課程の三学級未満の学年及び後

平成二十九年三月二十四日

大分県報（教育委規則・告示・公告）

一

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則

前期課程の四学級未満の学年に置かれる学年主任、前期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる生活指導主任、後期課程の学級数が三未満の義務教育学校に置かれる生徒指導主事並びに後期課程の学級数が六未満の義務教育学校に置かれる進路指導主事を除く。

○告示

大分県告示第八十七号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第五十一条の六第二項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年三月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

特約業者の名称

代表者の氏名

主たる事務所又は事業所の所在地

取消年月日

株式会社イオス

江藤 昇

大分市田原七七一

平二九・一・三一

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 都市計画の種類及び名称

宇佐都市計画下水道 宇佐公共下水道（宇佐市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

平成二十九年三月二十四日

大分県報（正誤）

○正 誤

平成二十四年三月三十一日付け大分県報号外（五七）に登載の大分県条例第三十号（大分県税条例の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

一	下	右から二三	第四の四条第四項	第四の四第四項
---	---	-------	----------	---------